

(緑地確保基準)

第5条 条例第13条の規定による保存樹木等及び緑地の保全に関する協定（以下「協定」という。）における緑地確保基準（以下「基準」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

2 工場及び事業所（以下「工場等」という。）を設置しようとする者は、工場の敷地の状態若しくは事業所の事業区域の形状等により、前項に規定する基準によることが著しく困難な場合又は基準を超えて緑地を確保する必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず市長と協議して別に基準を定め、協定を締結することができる。

3 第1項の規定による基準は、すでに工場等を設置している者と協定を締結する場合に準用する。

4 次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める数値を乗じて得た面積を当該緑地の面積とみなして、別表の規定を適用することができる。

(1) 接道部緑化（接道部における接道長の6割以上かつ幅員2メートル以上の緑化をいう。以下同じ。）を実施する場合 1.3

(2) 生け垣緑化（接道部における接道長の6割以上で幅員0.6メートル以上かつ高さ1.2メートル以上の緑化をいう。以下同じ。）を実施する場合 1.1

(3) 接道部緑化及び生け垣緑化併用の場合 1.4

5 前項の接道部緑化においては、景観木（高さ4メートル以上で高さ1.5メートルにおける幹周が0.4メートル以上のものをいう。以下同じ。）を植栽するものとする。

(平14規則37・一部改正)

別表 緑地確保基準

(昭60規則50・全改、昭61規則40・平6規則1・平8規則33・平14規則37・平23規則9・一部改正)

その1 500平方メートル以上の土地を造成する場合

種別	用途地域	緑地設置面積
独立低層住宅を目的とした宅地造成	商業地域	宅地又は敷地面積の5パーセント以上
	近隣商業地域	宅地又は敷地面積の10パーセント以上
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地	宅地又は敷地面積の12パーセント以上

	域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	
	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	宅地又は敷地面積の17パーセント以上
	市街化調整区域	宅地又は敷地面積の18パーセント以上
中高層住宅を目的とした宅地造成（造成を伴わない建物の建築を含む。）	商業地域	容積対象延べ床面積÷ 80m <sup>2</sup> /戸×1.5m <sup>2</sup> /戸以上
	近隣商業地域	容積対象延べ床面積÷ 80m <sup>2</sup> /戸×4m <sup>2</sup> /戸以上
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	容積対象延べ床面積÷ 80m <sup>2</sup> /戸×7m <sup>2</sup> /戸以上
	市街化調整区域	容積対象延べ床面積÷ 80m <sup>2</sup> /戸×10m <sup>2</sup> /戸以上
	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	容積対象延べ床面積÷ 80m <sup>2</sup> /戸×15m <sup>2</sup> /戸以上
墓地又はスポーツレクリエーション施設を目的とした造成	全地域	事業敷地面積の20パーセント以上
その他の土地の造成（工場又は事業所の建設を行う場合を除く。）	全地域	事業敷地面積の15パーセント以上

その2 500平方メートル以上の土地に工場の建設を行う場合

用途地域	緑地設置面積
工業専用地域	工場敷地面積の10パーセント以上
準工業地域 工業地域	工場敷地面積の15パーセント以上
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 市街化調整区域	工場敷地面積の20パーセント以上

その3 500平方メートル以上の土地に事業所の建設を行う場合

用途地域	緑地設置面積
商業地域	事業敷地面積の3パーセント以上
近隣商業地域	事業敷地面積の5パーセント以上
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	事業敷地面積の12パーセント以上
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	事業敷地面積の17パーセント以上
市街化調整区域	事業敷地面積の21パーセント以上

その4 緑地確保の特例（緑地確保面積の50パーセント未満とする。）

用途地域	特例の範囲
市街化区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 屋上に植栽可能な場所を設置した場合は、当該面積を緑地設置面積とみなす。</li> <li>2 高さ1.5メートル以上の壁面等（10メートル以下の部分）を利用して、つる植物等を植栽した場合は、当該壁面等の面積の4分の1を緑地設置面積とみなす。ただし、緑地確保面積の20パーセント未満とする。</li> </ol>

その5 樹木の植栽基準

種別	植栽基準（10平方メートル当たり）

その1（独立低層住宅を目的とした宅地造成に限る。）に掲げる場合の緑地	高さ1.5メートル以上の中木2本以上及び高さ0.3メートル以上の低木（原則として常緑樹）15本以上
その1（独立低層住宅を目的とした宅地造成を除く。）、その2及びその3に掲げる場合の緑地	高さ3メートル以上の高木2本以上又は高さ1.5メートル以上の中木4本以上及び高さ0.3メートル以上の低木（原則として常緑樹）30本以上

備考

- 1 高木、中木及び低木の配分を変更する場合は、高木1本を中木2本又は低木15本と同等数量とみなす。
- 2 景観木を植栽する場合は、景観木1本を高木5本と同等数量とみなす。
- 3 樹木の高さは、植栽時におけるものであること。
- 4 高木及び中木には支柱を施すこと。
- 5 樹木には良質客土を用いるものとし、高木にあつては1本当たり0.2立方メートル以上、中木にあつては1本当たり0.06立方メートル以上、低木にあつては1平方メートル当たり0.2立方メートル以上施すこと。